

## 高知県安全安心の施設整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県安全安心の施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象経費)

第2条 県は、鉄道事業者及び軌道事業者（以下「補助事業者」という。）が行う公共交通の安全性及び利用者の安心感の向上を図るための施設整備（以下「補助事業」という。）に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の一部を補助することにより、輸送の安全の確保及び誰もが安全に安心して利用することができる公共交通基盤の整備を促進し、利用促進及び経営の安定化を支援することを目的とする。

### (補助事業者)

第3条 補助事業者は、土佐くろしお鉄道株式会社、とさでん交通株式会社及び四国旅客鉄道株式会社とする。

### (補助事業)

第4条 補助事業は、補助事業者が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 鉄道施設総合安全対策事業費補助交付要綱（平成20年4月1日付け国鉄施第106号。以下「総合安全対策事業要綱」という。）第32条第1号に規定する生活交通改善事業計画に基づき行われる鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に該当する事業（当該生活交通改善事業計画の基礎となる補助事業者の当該年度計画に基づく事業であって、知事が必要であると認める事業を含む。）
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国鉄業第102号。以下「維持改善事業要綱」という。）第98条第2項に規定する設備の整備等であって、維持改善事業要綱第99条第1項の生活交通確保維持改善計画又は同条第2項に規定する生活交通改善事業計画に基づき行われる鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に該当する事業（当該生活交通確保維持改善計画又は生活交通改善事業計画の基礎となる補助事業者の当該年度計画に基づく事業であって、知事が必要であると認める事業を含む。）
- (3) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱（平成28年2月29日付け観産第690号。第17条第3項において「訪日外国人受入環境整備緊急対策事業要綱」という。）第2条第2号に規定する交通サービスインバウンド対応支援事業に該当する事業
- (4) 総合安全対策事業要綱第4条に規定する老朽化対策事業に該当する事業
- (5) 維持改善事業要綱第74条第2項に規定する補助対象事業等であって、維持改善事

業要綱第75条第1項の生活交通確保維持改善計画又は同条第2項に規定する生活交通改善事業計画に基づき行われるバリアフリー化設備等整備事業に該当する事業

(6) 観光振興事業費補助金交付要綱(平成30年3月28日付け国総支第61号。以下「観光振興事業要綱」という。)第27条第2項に規定する補助対象事業等であって、観光振興事業要綱第26条第1項に規定する公共交通利用環境刷新計画に基づき行われる公共交通利用環境の革新等事業に該当する事業

(補助対象経費及び補助金額等)

第5条 補助対象経費の区分及び補助金額等は、別表第1に定めるとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、交付を申請する事業に関して、国に補助金の交付を申請している場合は、国への補助金交付申請書一式の写しを添付するものとし、国の交付決定通知を受理したときは、直ちにその写しを知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行う。ただし、当該申請をしたものが次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(1) 本県において県税の滞納がある者であること。

(2) 別表第2に掲げるいずれかに該当する者であること。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を行ったときは、別記第2号様式による交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、第1項の規定による補助金の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。

2 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。

(補助事業の着手)

第9条 補助事業者は、原則として補助金の交付の決定通知(以下「指令」という。)に基づき補助事業に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると知事が認めて、別記第3号様式による指令前着手届を受理した場合は、受理した日から補助事業

に着手することができるものとする。

(補助金の概算払の請求)

第10条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の全部又は一部について、概算払を受けようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の変更等の申請)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第5号様式による交付決定変更申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 第4条各号に掲げるそれぞれの事業において、補助金額の増額又は20パーセントを超える減額をしようとするとき。
- (2) 第4条各号に掲げるそれぞれの事業の各工事内容間において、補助対象経費の配分の変更(それぞれの配分額の30パーセント以内の変更を除く。)をしようとするとき。
- (3) 補助事業の期間を延長しようとするとき。
- (4) 補助事業の内容の変更をしようとするとき(軽微な変更を除く。)

(補助金の交付の決定の変更)

第12条 知事は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があった場合は、審査の上、補助金の交付の決定の変更を行い、別記第6号様式による交付決定変更通知書により当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による補助金の交付の決定の変更に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までに、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の中止等)

第14条 補助事業者は、補助金の交付の対象となる補助事業の中止又は廃止を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を知事に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第15条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 正当な理由がなく次条若しくは第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による報告をせず、又は第 19 条の規定による調査を拒んだため補助事業の内容を確認することができないとき。
- (4) 補助事業者が別表第 2 に掲げるいずれかに該当したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、知事が不適當であると認めたとき。

(状況報告及び繰越の申請)

第 16 条 補助事業者は、知事から要求があった場合は、別記第 7 号様式による状況報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、補助事業を年度を超えて実施する必要がある場合は、別記第 7 号様式の 2 による繰越申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに別記第 8 号様式による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、それにより難い場合は、補助事業の完了の翌年度の 4 月 15 日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が年度内に完了しない場合は、別記第 9 号様式による年度終了実績報告書を当該年度の 3 月 31 日までに知事に提出しなければならない。
- 3 前 2 項において、補助事業者は、総合安全対策事業要綱第 12 条及び第 37 条、維持改善事業要綱第 84 条及び 105 条、訪日外国人受入環境整備緊急対策事業要綱第 39 条又は観光振興事業要綱第 29 条の補助金の額の確定通知その他国の補助金の額の確定に係る通知を受理したときは、速やかにその写しを知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び補助金の交付)

第 18 条 知事は、前条第 1 項の規定により完了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第 10 号様式による額の確定通知書により当該補助事業者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第 7 条第 2 項の規定により通知した補助金の交付決定額(第 12 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定の変更をした場合は、その変更後の額)と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

(補助事業の調査等)

第 19 条 知事は、補助事業の遂行状況について、関係書類の提出を求め、又は関係施設若しくは関係書類について必要な検査を行うことができる。

- 2 前項の規定に基づく検査の実施に当たっては、当該補助事業者は、この検査に応じなければならない。

(取得財産等の管理等)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（次条において「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち、規則第19条第1項第2号の規定により知事が定める機械、重要な器具等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具等とする。

2 補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するとき（第4項において「財産処分制限期間」という。）までは、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 補助事業者は、前項の規定により取得財産等の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ別記第11号様式による財産処分承認申請書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、第2項の規定による承認をしようとする場合は、交付した補助金のうち、同項の規定による処分時から財産処分制限期間までの期間に係る減価償却額を原則として返還させるとともに、当該処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内で当該利益の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(補助事業に関する書類の保存)

第22条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類とともに補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(公共工事の品質確保及びグリーン購入の促進)

第23条 補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保しなければならない。

2 補助事業者は、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第24条 知事は、補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 8 月 4 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 4 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 15 条、第 20 条から第 22 条まで及び第 24 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 10 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 9 日から施行し、同月 1 日から適用する。ただし、施行日前に補助金の交付を決定したものについては、なお従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 2 月 13 日から施行し、平成 26 年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 8 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

（1）鉄道施設総合安全対策事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）

補助事業者		とさでん交通株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業		路面電車の安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業	中村線、宿毛線及びごめん・なはり線の安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業及び南海トラフ地震対策（改修工事（設計を除く。））に係る事業
補助対象経費	工事費	本工事費及び附帯工事費（補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。）	
	事務費	補償費（補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。）	
補助金額		補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内の額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額

（2）地域公共交通確保維持改善事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）

補助事業者		とさでん交通株式会社	土佐くろしお鉄道株式会社
補助対象事業		路面電車の安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業	中村線、宿毛線及びごめん・なはり線の安全性の向上に資する設備の整備等に係る事業及び南海トラフ地震対策（改修工事（設計を除く。））に係る事業
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。）及び附帯工事費（補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。）	
	事務費	補償費及び調査費（補助対象設備の整備に直接要する経費に限る。）	
補助金額		補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内の額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額

(3) 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業（交通サービスインバウンド対応支援事業）

補助事業者	とさでん交通株式会社		土佐くろしお鉄道株式会社	
補助対象事業	路面電車のLRT整備計画に基づき実施されるLRTシステムの整備に係る事業及び路面電車の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業		ごめん・なはり線の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業	
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。） ※消費税は、補助対象外とする。		
補助金額	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内の額		補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額	

(4) 鉄道施設総合安全対策事業（老朽化対策事業）

補助事業者	土佐くろしお鉄道株式会社			
補助対象事業	ごめん・なはり線の老朽化が認められる施設の長寿命化に資する補強・改良を行う事業			
補助対象経費	本工事費、付帯工事費及び用地費 ※消費税は、補助対象外とする。			
補助金額	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額			

(5) 地域公共交通確保維持改善事業（バリアフリー化設備等整備事業）

補助事業者	四国旅客鉄道株式会社		土佐くろしお鉄道株式会社	
補助対象事業	鉄軌道駅の移動等円滑化の整備等に係る事業（誘導用ブロックの整備等） バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に係る事業（駅舎、待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）			
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。）、付帯工事費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）		※消費税は、補助対象外とする。
	事務費	補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）		
補助金額	補助対象経費に6分の1を乗じて得た額以内の額		補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内の額	

(6) 観光振興事業（公共交通利用環境の革新等事業）

補助事業者	とさでん交通株式会社		
補助対象事業	路面電車のLRT整備計画に基づき実施されるLRT車両の購入に係る事業及び路面電車の訪日外国人旅行者受入環境整備に資する車両設備の整備等に係る事業		
補助対象経費	工事費	本工事費（資産の購入を含む。）及び付帯工事費	※消費税は、補助対象外とする。
	事務費	補償費	
補助金額	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内の額		

別表第2（第7条、第8条、第15条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。